

ひたちなか市告示第242号

道路の占用を制限する区域の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、ひたちなか市建設部道路管理課において、令和5年12月8日から2週間の縦覧に供する。

令和5年12月8日

ひたちなか市長 大谷 明



1 占用を制限する路線、区域等

No.	緊急輸送道路の区分	道路の種類及び路線名	占用を制限する区域（別紙参照）
1	第1次	市道 1級2号線 市道 1級22号線	起点側：大字稲田字原野1223番5地先 末端側：大字馬渡字大沼3048番3地先
2	第2次	市道 1級8号線	起点側：大字田彦字後原990番7地先 末端側：大字東石川字屋敷内2719番1地先
3	第2次	市道 1級12号線	起点側：大字東石川字屋敷内2874番地先 末端側：大字勝倉字大平3433番560地先
4	第2次	市道 1級1号線	起点側：勝田中央7番5地先 末端側：大字馬渡字砂久保520番1地先
5	第3次	市道 1級1号線	起点側：勝田中央5番9地先 末端側：勝田中央1番16地先
6	第3次	市道 中央地区212号線	起点側：東石川二丁目5番1地先 末端側：東石川二丁目10番1地先
7	第3次	市道 1級16号線	起点側：表町11番2地先 末端側：石川町20番1地先

8	第3次	市道 1級8号線 市道 中央地区47 4号線	起点側：大字中根字柴田5162番1地先 末端側：大字中根字小砂5125番3地先
9	第3次	市道 1級12号線	起点側：大字高野字栗河野583番8地先 末端側：大字高場字槐下1166番1地先
10	第3次	市道 湊1級1号線	起点側：和田町二丁目5083番1地先 末端側：湊本町5899番20地先
11	第3次	市道 湊中部地区3 5号線	起点側：湊本町5210番6地先 末端側：湊本町5248番1地先
12	第3次	市道 湊北部地区4 09号線	起点側：新光町552番66地先 末端側：新光町95番地先
13	第3次	市道 湊2級6号線	起点側：阿字ケ浦町字野中820番1地先 末端側：阿字ケ浦町字西久保1980番3地先

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年12月28日